

(1) **入院基準**: 以下の場合に入院を考える (緩和面談を済ませていること)

- ① がんに伴う苦痛 (痛みや呼吸困難など) があり、そのために自宅での療養が困難な場合
- ② 原則として病名の告知がされていること (可能であれば予後についても)
また、抗がん剤や手術などの積極的治療は行わないことが了承されていること
本人が緩和ケア病棟への入院を承諾されていること (理解力が低下している場合などはその限りではない)
- ③ 本人、家族が緩和ケア病棟の目的を理解し、入院を希望していること
- ④ 原則として入院適応とならない場合は以下のとおりである
 - 1) がんに伴う症状がない
 - 2) 積極的治療を希望する場合
積極的治療とは、抗がん剤治療、手術療法、(症状の緩和目的以外の) 放射線治療、人工呼吸、透析、多量の輸血療法 などを含む
 - 3) 徘徊や興奮など他の入院患者の療養に影響を及ぼすことが予測される場合は状況に応じて家族と相談を行う
 - 4) 主として介護目的の入院
ただし1～2週間程度の介護者の休息を目的としたレスパイト入院は相談
 - 5) 心肺蘇生処置 (急変時の心マッサージ、気管内挿管、人工呼吸など) を希望している場合は入院の適応とならない
 - 6) その他、相談を要する場合がある
- ⑤ なお後天性免疫不全症候群および原発性脳腫瘍、白血病などの血液疾患、小児がんは対象としない

(2) **退院基準**: 入院後以下の場合には退院あるいは転院を相談する

- ① 入院後一定期間が経過し、がんに伴う苦痛症状が安定している場合
- ② 通院あるいは在宅療養が可能な場合
在宅療養が困難な場合は転棟、転院 (介護施設を含む) を考える
- ③ 入院後に入院基準の④にあてはまることが判明した場合
積極的治療を希望する場合には一般病棟への転棟、専門病院への転院をすすめる
上記の場合には、医師、看護師、医療ソーシャルワーカーなど医療スタッフとの相談の上で最善の方法を検討/選択する